

産業建設委員長報告

令和 8 年 3 月 2 4 日

今期定例会において、産業建設委員会に付託を受けました議案 10 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 6 号「西都市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定」についてであります。

本案は、良好な住環境の形成のため、居住誘導や土地利用促進等を進めることについて、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号「西都市原油・原材料高対策利子補給基金条例の廃止」についてであります。

本案は、西都市原油・原材料高対策利子補給金交付事業の終了に伴い、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 27 号「令和 8 年度西都市一般会計予算」について、本委員会に付託された部分についてであります。

歳出として主なものでは、土木費に西都バスセンター建物補償金など５億２，５００万円、農林水産業費に世代交代円滑化事業補助金２，８５０万円などの予算が計上されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてある委員より「食の拠点「道の駅」用地は、取得されてから既に１０年以上が経過し、多額の維持管理経費を要する遊休地となっている。これは、公拡法第９条第２項の規定により当初の目的以外の用途での活用ができないためである。しかし、土地を取得して１０年が経過したことから、地域再生計画等に位置付けることで商業施設や民間企業への譲渡など幅広い有効活用が可能となっている。今後は、活用視野を広げ、多くの情報を得ながら有効活用に積極的に取り組んでいただきたい。」

また、「住宅改修支援事業補助金として１，５００万円の予算が計上されているが、住宅改修に対する補助の上限額が１５万円から１０万円に減額されている。上限の減額により補助件数の拡大は見込まれるものの、１件あたりの交付額は減少している。昨今の物価高騰等により市民生活は厳しい状況にあることから、住宅改修費用の負担軽減を図るため、補助上限額の増額について検討していただきたい。」

また、「居住誘導区域内に点在する空き家・空き店舗の改修等を行い、サブリース契約を結ぶことで、空き店舗等の利

活用と地域経済の活性化を図るとのことだが、本事業を起爆剤として、本市の活性化に資するよう着実に取り組んでいただきたい。」

また、「日本遺産フェスティバル in 南国宮崎の開催に関する予算が計上されているが、本市独自の伝統行事である西都古墳まつりとの同時期の開催は、相乗効果による地域活性化や交流人口の拡大、さらには本市の魅力を国内外へ広く発信する絶好の機会である。開催に向け、関係機関との緊密な連携を図り、万全の準備をもって本事業を成功に導くよう、総力を挙げて尽力していただきたい。」

また、「宮崎交通西都バスセンター用地買収及び建物補償に関する予算が計上されている。これは、本市の街づくりの新たな拠点整備に向けた大きな一歩であり、市民からも多大なる期待が寄せられている。拠点整備にあたっては、将来の西都市を担う若い世代や有識者など市民の多様な意見を丁寧に取り取り、西都ならではの街づくりに取り組んでいただきたい。」

との意見・要望がなされました。

次に、議案第29号「令和8年度西都市営住宅事業特別会計予算」についてであります。

歳入につきまして主なものは、使用料及び手数料1億3,012万円、国庫支出金6,010万2千円であります。

歳出では、住宅費1億7,392万2千円、繰出金1,298万1千円が主なもので、歳入歳出総額1億9,022万

6千円となり、前年度当初予算と比較しますと0.7%の増となります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「令和8年度西都市水道事業会計予算」についてであります。

収益的収入につきましては、前年度当初予算と比較し0.5%減の5億8,798万5千円を、同支出につきましては、前年度当初予算と比較し0.6%減の5億4,419万6千円を予定されております。

資本的収入につきましては、出資金など1億6,796万1千円を、同支出につきましては、配水設備工事費、企業債償還金など4億2,908万円を予定されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「令和8年度西都市簡易水道事業会計予算」についてであります。

収益的収入につきましては、前年度当初予算と比較し2.1%増の3,529万2千円を、同支出につきましても、収入と同額の3,529万2千円を予定されております。

資本的収入につきましては、出資金など435万円を、同支出につきましては、配水設備工事費、企業債償還金など9

04万1千円を予定されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「令和8年度西都市公共下水道事業会計予算」についてであります。

収益的収入につきましては、前年度当初予算と比較し10.3%増の6億9,922万3千円を、同支出につきましても、収入と同額の6億9,922万3千円を予定されております。

資本的収入につきましては、国庫補助金など12億4,602万8千円を、同支出につきましては、施設建設改良費、企業債償還金など14億9,982万円を予定されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「令和8年度西都市農業集落排水事業会計予算」についてであります。

収益的収入につきましては、前年度当初予算と比較し0.3%増の1億800万2千円を、同支出につきましても、収入と同額の1億800万2千円を予定されております。

資本的収入につきましては、国庫補助金など4,642万

9千円を、同支出につきましては、施設建設改良費、企業償還金など8,074万1千円を予定されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「市道路線の廃止」についてであります。

本案は、史跡指定及び起終点の変更に伴い、市道路線を廃止しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「市道路線の認定」についてであります。

本案は、道路改良等により市道としての要件を具備することになるため、市道路線に認定しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。